

【改正】（市場有価証券等の価額）

9-1-8 令第 68 条第 1 項《資産の評価損の計上ができる事実》に規定する物損等の事実が生じた場合の法第 33 条第 2 項《資産の評価損の損金不算入等》の規定の適用に当たり、令第 68 条第 1 項第 2 号イに掲げる有価証券（同号イの括弧書に規定する株式又は出資を含む。以下この節において「市場有価証券等」という。）に係る法第 33 条第 2 項に規定する資産の価額は、9-1-15《企業支配株式等の時価》の適用を受けるものを除き、令第 119 条の 13 第 1 項第 1 号から第 4 号まで《市場有価証券等の時価評価金額》及びこれらの規定に係る取扱いである 2-3-30 から 2-3-32 まで《市場有価証券等の時価評価金額の取扱い》により定められている価額による。

（注）令第 68 条第 1 項第 2 号イの括弧書《企業支配株式等》に規定する株式又は出資である市場有価証券等及び同号に規定する売買目的有価証券は、同号ロ又はハに規定する事実が生じた場合に限り、同項に規定する物損等の事実が生じた場合の法第 33 条第 2 項の規定の適用があることに留意する。

【解説】

- 1 本通達は、市場有価証券等（令 119 の 13①一～四）について法人税法第 33 条第 2 項《資産の評価損の損金不算入等》の規定を適用する場合における価額の算定に関する取扱いを明らかにするものである。
- 2 法人税法施行令第 119 条の 13 第 1 項第 1 号から第 4 号まで《市場有価証券等の時価評価金額》に規定する「取引所売買有価証券」、「店頭売買有価証券及び取扱有価証券」、「その他価格公表有価証券」及び「市場価格のない有価証券（株式及び出資を除く。）」については、これらの価額が著しく低下したこと等の一定の事実が生じた場合に限り、評価損の損金算入が認められる（法 33②、令 68①二イ）。そして、ここでいう価額とは、これらの有価証券が「使用収益されるものとしてその時ににおいて譲渡される場合に通常付される価額」（基通 9-1-3）とされているのであるが、具体的には、旧通達 9-1-8 《上場有価証券等の価額》では、上場有価証券等の価額は、旧法人税法施行令第 119 条の 13 第 1 号から第 3 号まで《売買目的有価証券の時価評価金額》に掲げる価額及び旧通達 2-3-30 から 2-3-34 まで《上場有価証券等の時価評価金額の取扱い》に基づき計算した価額によることとしていた。また、法人税法第 61 条の 3 第 1 項第 2 号《売買目的有価証券の評価益又は評価損の益金又は損金算入等》に規定する売買目的外有価証券については、再生計画認可の決定があった日以前 1 月間の市場価格の平均額によることも差し支えないこととしていた。
これは、旧金融商品会計基準において、その他有価証券の期末時価について、継続適用を条件として、期末前 1 か月の市場価格の平均に基づいて算定された価額を用いることが認められていたことによる（旧金融商品会計基準 18(注 7)）。
- 3 時価算定会計基準の制定に伴い、旧金融商品会計基準から時価の算定に関する定

めは削除され、時価算定会計基準では、金融商品等の時価はインプットと評価技法を用いて算定することとされており、時価の算定に当たっては、状況に応じて、十分なデータが利用できる評価技法を用いることとされ、評価技法を用いるに当たっては、関連性のある観察可能なインプットを最大限利用し、観察できないインプットの利用を最小限にすることとされた（時価算定会計基準8）。

この見直しを受けて、令和2年度の税制改正では、売買目的有価証券の時価評価金額が企業会計における時価と同様とされ、また、その価額の著しい低下を評価損の計上事実とする有価証券の範囲が市場有価証券等とされたことから、旧通達9-1-8をこれと同様となるよう見直すこととし、具体的には、市場有価証券等の時価評価金額の算定に関する法人税基本通達2-3-30から2-3-32まで《市場有価証券等の時価評価金額の取扱い》の取扱いによることとし、旧通達9-1-8の後段の「事業年度終了の日以前1月間の当該市場価格の平均額」に係る取扱いを削除している。

- 4 なお、企業支配株式（法人の特殊関係株主等がその法人の発行済株式の総数又は出資金額の20%以上に相当する数の株式又は出資を有する場合におけるその特殊関係株主等の有する市場有価証券等）及び売買目的有価証券については、単にその価額が著しく下落しただけでは評価損の要件を満たさず、法人税法施行令第68条第1項第2号ロ又はハ《資産の評価損の計上ができる事実》の事実が生じた場合に限り、同項に規定する物損等の事実が生じた場合の評価損の計上が認められる。本通達の注書において、このことを明らかにしている。
- 5 なお、改正後の本通達の取扱いは、令和2年4月1日以後に終了する事業年度（令和3年3月31日以前に開始した事業年度で旧金融商品会計基準を適用する事業年度を除く。）分の法人税について適用され、令和2年4月1日前に終了した事業年度（令和3年3月31日以前に開始した事業年度で旧金融商品会計基準を適用する事業年度を含む。）分の法人税については、旧通達9-1-8の取扱いの例によることとされている。ただし、令和2年4月1日以後に終了する事業年度（令和3年3月31日以前に開始した事業年度に限る。）で時価算定会計基準及び旧金融商品会計基準のいずれも適用しない事業年度については、旧通達9-1-8の取扱いを適用することができることに留意が必要である（令和2年改正通達経過的取扱い(4)）。
- 6 連結納税制度においても、同様の通達（連基通8-1-18）を定めている。